

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第23号

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例

四日市市営住宅条例（平成9年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 共同施設 市営住宅に係る法第2条第9号に規定する共同施設又は改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>(公営住宅の入居者資格等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公営住宅の入居者は、現に同居し、又は同居しようとする親族を有さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（第8条第2項</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 共同施設 市営住宅に係る法第2条第9号に規定する共同施設又は改良法第2条第7号に規定する地区施設をいう。</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>(公営住宅の入居者資格等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公営住宅の入居者は、現に同居し、又は同居しようとする親族を有さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（第8条第2項</p>

において「障害者等」という。)を除く。)は、この限りでない。

(1)から(7)まで (略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でアからウのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」(平成20年5月9日雇児福発第0509001号)に基づき、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者及びこれと同様に取扱い

において「障害者等」という。)を除く。)は、この限りでない。

(1)から(7)まで (略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でアからウのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」(平成20年5月9日雇児福発第0509001号)に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者及びこれと同様に取扱いすることが適

うことが適当であると市長が認める者。

3 (略)

(家賃の決定)

第21条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第4項の規定により認定された収入（同条第5項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第32条及び第36条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、公営住宅の入居者からの収入の申告がない場合（前条第4項の規定による収入の額の認定があった場合を除く。）において、第41条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2から4まで (略)

(放置の禁止)

第65条 何人も、正当な理由なく、市営住宅の敷地内に、自動車等（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車を

当であると市長が認める者。

3 (略)

(家賃の決定)

第21条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第4項の規定により認定された収入（同条第5項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第32条及び第36条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第2項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、公営住宅の入居者からの収入の申告がない場合（前条第4項の規定による収入の額の認定があった場合を除く。）において、第41条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2から4まで (略)

(放置の禁止)

第65条 何人も、正当な理由なく、市営住宅の敷地内に、自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に

いう。以下同じ。)を放置(正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に、規則で定める期間継続して置かれていることをいう。以下同じ。)し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

規定する第二種原動機付自転車をいう。以下同じ。)を放置(正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に、規則で定める期間継続して置かれていることをいう。以下同じ。)し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)